

社会福祉法人 大樹 行動計画

女性が役職職員として活躍でき、また男女ともに仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～ 令和9年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入

<対策>

- 育児休業等規程の再周知
- 相談しやすい環境づくりの整備

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 育児・介護休業等規程の再周知
- 相談しやすい環境づくりの整備

目標3：不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施

<対策>

- 働きながら不妊治療を受ける労働者が不妊治療のために時間を確保できるよう有給休暇取得の推進や短時間勤務等を取得しやすい環境の整備

目標4：役職職員（主任以上）に占める女性の割合を現在の40%から50%となるよう、女性職員のキャリア形成支援に努める。

<対策>

- 柔軟な働き方が出来る環境づくりの推進
- 経験年数やキャリアパスに基づく内外研修を通じて役職職員を育成していく